

第125期 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成28年6月28日（火曜日）

午前10時（受付開始午前9時）

場 所

水戸市南町2丁目5番5号

当行本店8階会議室

株式会社 **常陽銀行**

証券コード：8333

○目 次

第125期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使について	3
インターネット議決権行使のご案内	4

（添付書類）

第125期事業報告

1. 当行の現況に関する事項	5
2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項	17
3. 社外役員に関する事項	19
4. 当行の株式に関する事項	20
5. 会計監査人に関する事項	21
6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	21
7. 業務の適正を確保するための体制および運用状況	22
8. 特定完全子会社に関する事項	26
9. 親会社等との間の取引に関する事項	26
10. 会計参与に関する事項	26
11. その他	26

計算書類	27
------	----

連結計算書類	29
--------	----

監査報告書	31
-------	----

（株主総会参考書類）

第1号議案 剰余金の処分の件	35
第2号議案 株式会社足利ホールディングスとの株式交換契約承認の件	36
第3号議案から第8号議案までに共通するご参考事項	51
第3号議案 定款一部変更の件	53
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件	59
第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	65
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件	70
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	71
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する ストックオプションに関する報酬および内容決定の件	72

(証券コード 8333)

平成28年6月7日

株 主 各 位

水戸市南町2丁目5番5号

株式
会社

常陽銀行

取締役頭取 寺門 一義

第125期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第125期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面の郵送または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 水戸市南町2丁目5番5号
当行本店8階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第125期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第125期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 株式会社足利ホールディングスとの株式交換契約承認の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
 - 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションに関する報酬および内容決定の件

4. 議決権行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。(詳細は3頁から4頁をご覧ください)

○【株主総会ご出席による議決権行使】

開催日時 平成28年6月28日(火) 午前10時(受付開始 午前9時)

代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

○【郵送による議決権行使】

行使期限 平成28年6月27日(月) 午後5時到着分まで

○【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使】

行使期限 平成28年6月27日(月) 午後5時まで

(1) 重複行使の取扱い

議決権行使書面の郵送と電磁的方法(インターネット等)双方で議決権行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、電磁的方法(インターネット等)により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

(2) インターネット開示事項について

A. 下記①から④までの事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト(<http://www.joyobank.co.jp/kabunushi/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「新株予約権等に関する事項」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

④第2号議案株式会社足利ホールディングスとの株式交換契約承認の件に記載すべき事項

のうち、株式交換完全親会社の最終事業年度における上記①から③までの事項

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、当行ウェブサイトに掲載している上記①から③までの事項となります。また、会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、当行ウェブサイトに掲載している上記②および③の事項となります。

B. 株主総会参考書類ならびに添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト(<http://www.joyobank.co.jp/>)に掲載させていただきますのでご了承ください。

以上

議決権行使について



株主総会ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

開催日時 平成28年6月28日（火）午前10時（受付開始 午前9時）



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限 平成28年6月27日（月）午後5時到着分まで



インターネットによる議決権行使

当行指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。【詳細は次ページ参照】

行使期限 平成28年6月27日（月）午後5時まで

重複行使の取扱い

- 議決権行使書面とインターネット双方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしていただきます。
また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット議決権行使のご案内

1 議決権行使ウェブサイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.evotef.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

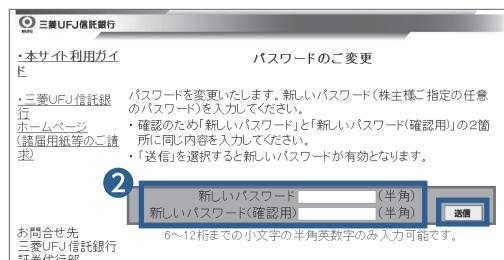
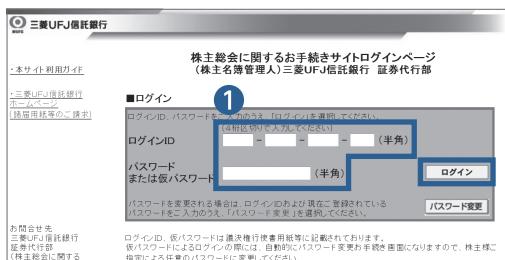
◎携帯電話をご利用の場合

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。



2 インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使ウェブサイト (<http://www.evotef.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



3 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

- ① 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。
- ② 携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 **0120-173-027**（通話料無料）受付時間 9:00～21:00

機関投資家さま向け議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該議決権行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

添 付 書 類

第125期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[当行の主要な事業内容]

当行は、預金業務及び貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、信託業務、公共債・投資信託・保険の販売業務等を行い、地域のお客さまに多様な金融商品・サービスを提供しております。

[金融経済環境]

平成27年度のわが国経済は、消費税増税による影響の一巡、企業業績の好調などを背景に、年度当初は緩やかながら景気回復の動きが見られました。しかし、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念に加え、年明け以降の円高・株安による企業の景況感の下振れなどから、総じて力強さを欠く状況となりました。

茨城県経済においても、個人消費は年度を通じて底堅く推移した一方、生産面に弱さが見られるなど全体として弱めの動きとなりました。

金融面では、円の為替相場は、年度当初から夏場にかけて円安傾向にありましたが、その後は海外景気の悪化懸念などを背景に円高が進み、年度末は1ドル・113円前後で推移しました。日経平均株価は、夏場までは15年ぶりに20,000円を回復するなど堅調な値動きとなりましたが、その後は新興国経済の減速懸念などを背景に低迷し、年度末は17,000円前後での値動きとなりました。金利は、短期金利、長期金利ともに年度を通じて低水準で推移した後、平成28年2月の日本銀行によるマイナス金利政策導入に伴い、マイナス圏まで低下しました。

〔事業の経過及び成果〕

（経営戦略）

こうした金融経済環境のもと、当行は、目指す姿を「地域の未来を協創するベストパートナーバンク」とする第12次中期経営計画（平成26年度～平成28年度）を展開しております。当期はその中間年度として、総合金融サービスの提供を通じ、社会・経済構造の変化に伴う地域の課題をお客さま、地域とともに解決し、当行グループ自らの成長にも繋げていくことを目指し、引き続き「未来協創プロジェクト『PLUS+』」を中心に、諸施策を展開いたしました。

また、当行は昨年7月に創立80周年を迎えました。これもひとえにお客さま、地域の皆さま、株主の皆さまのご支援、ご愛顧の賜物であり、心から感謝申し上げます。当期は、皆さまへの感謝の意を込め、「未来協創」のコンセプトを組み込んだ創立80周年事業も併せて展開いたしました。

法人分野では、円滑な資金供給に引き続き取り組むとともに、創業支援融資「常陽創業支援プラン」を新設したほか、医療法人のお客さま向けに「医療機関債」の取り扱いを開始するなど、創業および新事業に挑戦するお客さまや成長分野に向けた資金供給手法の多様化にも取り組みました。また、食の商談会、ものづくり企業フォーラムの継続開催に加え、今後発展が見込まれるアジア諸国での商談会やビジネスセミナーの開催など、お客さまの海外事業展開に向けた支援を強化いたしました。さらに、当行創立80周年事業の一環として、地域の未来を牽引する次世代経営者向けに学びと交流の場を提供する「常陽未来協創塾」を創設し、地域の人材育成の取り組みに注力いたしました。

個人分野では、投資信託や保険分野の商品拡充に加え、複数の積立投資信託商品を組み合わせ、少額からの分散投資を可能とする「積立投信はじめてパック（未来セレクト）」の取り扱いや、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」を企業等の福利厚生と役職員の方々の資産形成に活用する「職場積立NISA」の取り扱いを開始するなど、お客さまの多様化する資産運用ニーズにお応えしました。また、個人向け融資分野では、各市町村と連携した

定住支援住宅ローンの取り扱い拡大を進めたほか、女性の活躍支援に向けたローン商品の拡充を図るなど、金融仲介機能を活用した地域社会・経済活性化への貢献にも取り組みました。

営業チャネルでは、平成27年8月に「つくば新都市支店」を開設したほか、三郷支店内にローンプラザを開設するなど、目覚ましい発展を続けるつくばエクスプレス沿線の店舗ネットワークの充実を図りました。また、平日夜間・土日における個人のお客さまの資産運用等のご相談にお応えする「マネー相談デスク」を、平成28年4月から茨城県内3店舗に開設するなど、お客さまによりきめ細かな金融サービスを提供する態勢の充実にも取り組みました。

情報通信技術を活用した金融サービスでは、人型コミュニケーションロボット「PALRO（パルロ）」を導入したほか、来店不要の口座開設手続きにおいて「スマートフォン専用画面」の提供を開始するなど、お客さまとの接点の多様化ならびにお客さまの利便性向上に向けたサービスの充実に取り組みました。

地域貢献活動では、昨年9月に発生しました関東・東北豪雨災害において、被災された方々からの各種ご相談にお応えするとともに、移動相談車を活用した臨時のATMサービスを実施するなど、金融機能提供による被災地支援に取り組みました。

地方創生に向けた取り組みでは、地域経済活性化支援機構との連携のもと、「いばらき商店街活性化ファンド」を組成し、茨城県内の商店街の賑わい創出と活性化に向けた資金面でのサポート体制を強化しました。また、一般社団法人移住・住みかえ支援機構による家賃保証を組み込んだ、全国初の住宅ローン新商品「いばらき発残価保証型居住プラン『ゆとりライフ』」の活用を軸とする「茨城県への移住促進に関する連携協定」を茨城県および同機構と締結するなど、官民連携による地域の課題解決に向けた取り組みを積極的に展開いたしました。

一方、平成27年9月に元行員による多額の現金着服事件が発覚いたしました。お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを改めて深

くお詫び申し上げます。今後とも、コンプライアンス意識の一層の徹底、内部管理態勢の充実・強化を図るなど、全行をあげて再発防止に取り組んでまいります。

(主要勘定等の動き)

以上のように、業績向上ならびに地域の課題をお客さま、地域とともに解決する取り組みを推進した結果、当期の業績は以下となりました。

○預金等

預金は個人預金を中心に期中3,746億円増加し、期末残高が8兆1,033億円となりました。このうち普通預金は期中3,380億円増加し、期末残高が4兆9,227億円となりましたが、定期性預金は期中150億円減少し、期末残高が2兆7,715億円となりました。また、投資信託や保険などの預り資産残高は、公社債投資信託の減少を主因に期中532億円減少し、期末残高が1兆357億円となりました。

○貸出金

貸出金は期中2,563億円増加し、期末残高が5兆9,127億円となりました。個人向け貸出は住宅関連ローンを中心に期中1,068億円増加し、期末残高が1兆5,445億円となり、中小企業向け貸出は期中1,576億円増加し、期末残高が2兆2,639億円となりました。

○有価証券

有価証券は期中41億円増加し、期末残高が2兆7,395億円となりました。安定収益の確保ならびに円金利低下などの相場動向に応じた適切なポートフォリオ運営に取り組んだ結果、国債残高は期中1,355億円減少し、期末残高が1兆449億円となり、外国債券を中心とするその他の証券の残高は期中1,099億円増加し、期末残高が7,434億円となりました。

○総資産

総資産は、貸出金などが増加したことにより期中2,004億円増加し、期末残高が9兆2,363億円となりました。

○損益の状況

経常収益は、金利低下に伴い貸出金利息が減少しましたが、国債等債券売却益や株式等売却益の増加を主因に前期比52億97百万円増加し、1,387億12百万円となりました。経常費

用は、営業経費が減少しましたが、資金調達費用やその他業務費用の増加などにより前期比29億85百万円増加し、959億95百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比23億12百万円増加し、427億17百万円となり、当期純利益は前期比38億58百万円増加し、277億74百万円となりました。

連結業績につきましては、連結経常利益が前期比19億55百万円増加し、476億85百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比23億54百万円増加し、310億34百万円となりました。また、ROE（自己資本利益率）は、5.2%（連結）となりました。なお、銀行の健全性を示す自己資本比率は、12.00%（連結）となり、引き続き高い水準にあります。

（資本政策）

企業価値及び資本効率の向上を実現するとともに、株主の皆さまへの一層の利益還元を図るため、当行は、自己株式買取額と配当金を合わせて、単体当期純利益の40%以上、うち配当金は30%以上を目安に還元することを当面の利益配分方針としております。

例年は、同方針にもとづき自己株式取得と配当により株主還元を行うこととしておりましたが、株式会社足利ホールディングスとの間での株式交換による経営統合が基本合意に至りました点を考慮し、平成27年度は自己株式取得を行わず配当のみを実施することといたしました。

当期末の配当金は、株主の皆さまのご支援にお応えするため、1株当たり普通配当7円とすることをお諮りしております。なお中間配当における普通配当5円ならびに創立80周年記念配当1円を合わせた年間配当は、昨年度から3円増配の1株当たり13円となります。

〔当行が対処すべき課題〕

総人口の減少、少子高齢化の進行や経済のグローバル化の進展といった、社会・経済構造の変化が一段と進み、地域社会・経済は、空き家の増加や中心市街地の空洞化など、さまざまな課題が顕在化しております。こうした中、各地方自治体により策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が実践段階を迎えており、地域金融機関に対して、地域振興への

積極的な関与がこれまで以上に期待されていると認識しております。

平成28年度は、第12次中期経営計画の最終年度として、「地域の未来を協創するベストパートナーバンク」の実現を目指し、総合金融サービスの提供を通じて、社会・経済構造の変化に伴う地域の課題をお客さま、地域とともに解決し、地域社会・経済の活性化に貢献するとともに、当行グループ自らの成長にも繋げてまいります。

また、当行は、平成27年11月2日に、株式会社足利ホールディングスと経営統合に関する基本合意書を締結し、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。本年4月25日に株式交換契約書および経営統合契約書を締結し、10月1日に新たな金融グループ「株式会社めぶきフィナンシャルグループ」の立上げを目指します。当行と株式会社足利ホールディングスの子会社である株式会社足利銀行の両行が長年にわたり築いてきたお客さまとのリレーション、地域への深い理解を維持・深化させながら、地域のリーディングバンク同士の融合でしかなしえない、より利便性が高く、質の高い総合金融サービスを提供してまいります。

今後とも、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう、役職員一同全力を尽くしてまいります。引き続き一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	73,553	74,909	77,287	81,033
定期性預金	28,206	27,900	27,866	27,715
その他	45,347	47,008	49,421	53,318
貸 出 金	51,399	53,993	56,564	59,127
個人向け	12,123	13,263	14,377	15,445
中小企業向け	18,383	19,736	21,063	22,639
その他	20,893	20,993	21,123	21,041
特定取引資産 (トレーディング資産)	27	33	44	59
特定取引負債 (トレーディング負債)	1	1	1	8
有 価 証 券	26,441	27,525	27,354	27,395
国 債	14,022	13,680	11,805	10,449
地 方 債	3,013	3,235	2,052	2,157
その他	9,404	10,609	13,496	14,788
社 債	150	150	150	150
新株予約権付社債	—	—	360	338
総 資 産	82,408	85,084	90,359	92,363
内 国 為 替 取 扱 高	518,096	536,944	615,696	569,871
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 3,741	百万ドル 4,186	百万ドル 3,937	百万ドル 4,312
経 常 利 益	百万円 31,726	百万円 35,837	百万円 40,404	百万円 42,717
当 期 純 利 益	百万円 20,378	百万円 22,071	百万円 23,915	百万円 27,774
1株当たり当期純利益	円 銭 26 95	円 銭 29 55	円 銭 32 92	円 銭 38 42
信 託 財 産	34	35	25	24
信 託 報 酬	百万円 37	百万円 25	百万円 26	百万円 25

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
なお、期中の平均発行済株式数は自己株式数を控除した株式数を使用しております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
連結経常収益	1,504	1,591	1,561	1,633
連結経常利益	359	413	457	476
親会社株主に帰属する 当期純利益	227	250	286	310
連結純資産額	5,066	5,169	6,018	5,920
連結総資産	82,680	85,365	90,654	92,587

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,638人	3,629人
平均年齢	40年7月	40年8月
平均勤続年数	17年11月	18年1月
平均給与月額	432千円	427千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含みません。
 3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
茨城県	店 145 (うち出張所 28)	店 144 (うち出張所 25)
福島県	10 (-)	10 (-)
栃木県	8 (1)	8 (1)
千葉県	6 (-)	6 (-)
東京都	5 (-)	5 (-)
その他府県	5 (-)	5 (-)
合計	179 (29)	178 (26)

- (注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を3か所（前年度末3か所）、店舗外現金自動設備を237か所（前年度末237か所）設置しております。
 また、当行が幹事金融機関となっている株式会社イーネットとの提携にもとづく店舗外現金自動設備を330か所（前年度末302か所）設置しております。

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
つくば新都市支店	茨城県つくば市研究学園四丁目4番地2

(注) 1. 当年度において、山方支店を山方出張所に、猿島支店を猿島出張所に、東支店を東出張所にそれぞれ種類変更いたしました。

2. 当年度において、以下のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

(店舗外現金自動設備の新設)

大洗支店	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地275
大洗町役場出張所	(大洗町役場内)
研究学園都市支店	茨城県つくば市吾妻一丁目8番10
BiViつくば出張所	(BiViつくば内)
真岡支店	栃木県真岡市石島812番地
カスミ二宮店出張所	(カスミ二宮店内)
牛久東支店	茨城県牛久市中央三丁目15番1
牛久市役所出張所	(牛久市役所内)

(店舗外現金自動設備の廃止)

戸頭支店	茨城県取手市戸頭大明神1118番地1
イオン取手店出張所	(常総ショッピングセンター内)
久下田支店	栃木県真岡市石島893番地15
二宮コミュニティセンター共同出張所	(二宮コミュニティセンター内)
牛久東支店	茨城県牛久市中央四丁目10番12
牛久市役所前出張所	(牛久市役所前)
土浦支店	茨城県土浦市下高津一丁目20番35
土浦市役所出張所	(土浦市役所内)

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	5,420
---------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	1,942
現金自動設備	484

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定及びリース資産を含めております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
常陽コンピューター サービス株式会社	茨城県水戸市西原 二丁目16番25号	ソフトウェア等の開 発販売業務及び計算 受託業務	昭和48年 4月26日	百万円 47.5	% 5.00	
株 式 会 社 常 陽 リ ー ス	茨城県水戸市南町 三丁目4番12号	物品賃貸業務及び債 権買取業務	昭和49年 9月25日	100	5.00	
常 陽 信 用 保 証 株 式 会 社	茨城県水戸市南町 三丁目4番12号	当行貸出の住宅ロー ン信用保証業務	昭和53年 4月20日	30	5.00	
株 式 会 社 常 陽 クレジット	茨城県水戸市南町 三丁目4番12号	クレジットカードの 取扱いに関する業務	昭和57年 8月30日	100	5.00	
常 陽 ビジネス サービス株式会社	茨 城 県 ひ た ち な か 市 笹 野 町 一 丁 目 8 番 1 号	当行の事務受託代行 業務	昭和59年 3月24日	100	100.00	
株 式 会 社 常 陽 産 業 研 究 所	茨城県水戸市三の 丸一丁目5番18 号	コンサルティング業 務及び調査研究の受 託業務	平成7年 4月3日	100	5.00	
常 陽 施 設 管 理 株 式 会 社	茨城県水戸市南町 二丁目5番5号	当行の営業用不動産 の保守管理業務	平成11年 3月17日	100	100.00	
常 陽 キャッシュ サービス株式会社	茨城県水戸市新原 一丁目3番3号	主として当行の現金 自動設備の保守・管 理等の業務	平成11年 4月14日	50	100.00	
常 陽 証 券 株 式 会 社	茨城県水戸市南町 三丁目4番12号	有価証券の売買、有 価証券売買の媒介、 取次及び代理	平成19年 11月30日	3,000	100.00	

(注) 1. 上記の重要な子会社等を含む連結対象子会社は9社であり、持分法適用会社はありません。

2. 当期の連結経常収益は163,314百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は31,034百万円であ
ります。

重要な業務提携の概況

1. 株式会社筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合、茨城県信用農業協同組合連合会ならびに同連合会会員の農業協同組合との提携により、共同で構築した資金決済システム（略称I-NET資金サービス）による代金回収サービスを行っております。また、共同設置現金自動設備による現金自動引出しのサービスを行っております。
 2. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
 3. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
 4. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
 5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備等による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。
 6. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。
- (7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。
- (8) その他銀行の現況に関する重要な事項
株式会社足利ホールディングスとの経営統合につきましては、(1) 事業の経過及び成果等〔当行が対処すべき課題〕に記載のとおりでございます。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度未現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鬼澤邦夫	取締役会長		
寺門一義	取締役頭取(代表取締役)	茨城県信用保証協会 理事	
坂本秀雄	専務取締役(代表取締役) 営業本部長委嘱		
伊藤克彦	常務取締役 営業本部副本部長委嘱 公共・地域 営業担当(水戸駐在)		
黒澤篤行	常務取締役 市場国際担当(市場金融部、市場国際 部、東京事務所) (東京駐在)		
村島英嗣	常務取締役 リスク管理、事務システム、業務改 革、情報セキュリティ担当(リスク統 括部、事務統括部、業務革新部) 個人情報保護管理責任者、金融円滑 化管理副責任者		
笹島律夫	常務取締役 経営管理、事務システム、グループ 会社担当(経営企画部、システム部)		
藺部浩重	常務取締役 営業本部副本部長委嘱 公共・地域 営業担当(つくば駐在)		
関優	常務取締役 審査担当(融資審査部) 金融円滑化管理責任者		
横地裕昭	常務取締役 経営管理担当(人事部、庶務部)		
川村俊彦	取締役(社外取締役)	株式会社茨城ポートオーソ リティ 取締役	
菊池龍三郎	取締役(社外取締役)		
寺門好明	常任監査役		
鳥羽田英夫	常任監査役		
安徹	監査役(社外監査役)	弁護士	
人見實徳	監査役(社外監査役)	茨城県立歴史館 館長	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
水嶋利夫	監査役(社外監査役)	公認会計士	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。

(注) 当行は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	15名	344 (47)
監査役	5名	58 (4)
計	20名	403 (51)

- (注) 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上表の支給人数には、当該事業年度中に退任した取締役3名が含まれております。
 3. 上表の報酬等の金額には、ストックオプションとして付与いたしました新株予約権に係る当該事業年度中の費用計上額（取締役10名23百万円）及び当期の役員賞与引当金繰入額（取締役24百万円、監査役4百万円）が含まれており、これらの合計額を（ ）に内書きしております。
 4. 株主総会で決議された年間の報酬限度額は、取締役に対する限度額が400百万円、監査役に対する限度額が80百万円となっております。
 5. 取締役及び監査役の報酬総額は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、以下のとおり決定しております。
 取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、報酬月額、賞与、ストックオプションの3つによって構成し、いずれも定められた基準にもとづき取締役会にて決定しております。各取締役の報酬月額は、役位別に定めた報酬月額の基本額に、利益水準（自己資本当期純利益率）と各々の業績への貢献度合いを考慮して決定した変動指標を乗じたものとしております。賞与につきましては、利益水準（自己資本当期純利益率）にもとづく上限額を定め、その範囲内において賞与の支給総額を決定し、各取締役への配分は各々の業績への貢献度合いを勘案し決定することとしております。ストックオプションにつきましては、1株当たりの権利行使価額を1円とする新株予約権を用いた株式報酬型のストックオプションを付与しており、各取締役のストックオプション報酬額は報酬月額の基本額に応じて決定しております。
 社外取締役の報酬等は報酬月額と賞与の2つにより構成し、いずれも定められた基準にもとづき取締役会にて決定しております。報酬月額は、その職務に鑑み基本額として固定のものとして定め、賞与につきましては、取締役（社外取締役を除く）と同様の方法により、決定しております。監査役の報酬等は、報酬月額と賞与の2つで構成しており、各監査役の報酬及び賞与は当行の定める基準に従い、監査役の協議により決定しております。

(3) 責任限定契約

該当ありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
川村 俊彦	株式会社茨城ポートオーソリティ 取締役 同社は茨城県が出資している第3セクターで、当行は同社に対する資本出資及び通常の営業取引関係にあります。
人見 實徳	茨城県立歴史館 館長 同館は公益財団法人茨城県教育財団の運営する施設で、当行と同財団は通常の営業取引関係にあります。

(注) 社外監査役人見實徳の子は当行に行員として勤務しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
川村 俊彦	6年9か月	当期開催した取締役会17回の全てに出席しております。	経営全般に関する豊富な知識・経験にもとづき、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
菊池 龍三郎	6年9か月	当期開催した取締役会17回のうち16回出席しております。	学識経験及び幅広い見識にもとづき、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
安 徹	12年9か月	当期開催した取締役会17回のうち16回出席し、また、当期開催した監査役会14回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的な知識・経験等にもとづき、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
人見 實徳	9年9か月	当期開催した取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催した監査役会14回の全てに出席しております。	行政及び経営全般に関する豊富な知識・経験にもとづき、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
水嶋 利夫	6年9か月	当期開催した取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催した監査役会14回の全てに出席しております。	公認会計士としての専門的な知識・経験等にもとづき、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 麻生 和孝 指定有限責任社員 山内 正彦 指定有限責任社員 小松崎 謙	73	①監査役会は、取締役や関係部署、及び会計監査人から必要資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認・検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。 ②非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）はコンプライアンスに係る助言業務であります。 ③会計監査人は、平成27年12月22日に金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けております。

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額 95百万円

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

○会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当し、かつ当行の会計監査業務に重大な支障があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会はその決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

(1) 業務の適正を確保する体制

当行は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」について、取締役会の決議により次のとおり基本方針を定めております。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 『健全・協創・地域と共に』の経営理念のもと、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、企業活動の基本方針として企業倫理、行動基準を定める。また、法令及び定款を遵守するためコンプライアンス態勢にかかる規程を制定し、取締役及び使用人にその徹底を行う。
- (ii) 取締役会は、取締役会規程に基づき運営を行うとともに、業務執行に関する意思の決定を行い、取締役の職務の執行を監督する。また、業務の適正な執行を図るため分掌業務を定める。
- (iii) コンプライアンスの徹底を図るため統括部署を設置し、取締役会が決定したコンプライアンス・プログラムに従い、全行にわたるコンプライアンスの取組みを統括させ、定期的に取り締役に報告させる。また、内部通報制度としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。
- (iv) コンプライアンスに関する重要事項を協議するコンプライアンス委員会、外部有識者から成るコンプライアンス監査委員会を設置し、コンプライアンス態勢全般にわたり定期的な検証を行う。
- (v) 内部管理が適正に実施されていることを確認するため、業務執行部門から独立した内部監査部署による監査を実施する。
- (vi) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を貫き、関係を遮断する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存及び管理に係る規程を定め、この規程に基づき次の各号に定める文書を関連資料とともに保存及び管理する。
 - ・ 株主総会議事録
 - ・ 取締役会議事録
 - ・ 執行役員会議事録
 - ・ その他規程に定める文書
- (ii) (i)に掲げる文書その他の情報は、取締役及び監査役の必要に応じて閲覧できる方法で保管する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 損失の危険を管理するための規程を定め、各種リスクを適切に管理するとともに、それらを統合的に把握し管理する態勢を構築することで経営の健全性と安定収益の確保を目指す。また、自然災害、基幹システム障害等の非常事態に備えた事業継続体制を整備する。
- (ii) 各種リスクの管理は規程に定める各リスク管理担当部署が行うとともに、組織横断的なリスク状況の管理ならびに全行的な統括を行う部署を設置する。取締役会は、全行的なリスク管理態勢を統括する責任者として、リスク管理担当役員を任ずる。
- (iii) 定期的にはリスクの全体状況を把握するとともに、各種リスクの測定及び対応方針の検討を行うためリスク管理委員会を設置する。リスク管理担当役員は、リスク管理状況、リスクへの対応状況について定期的に取り締役に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 当行の目指す姿と業績目標を明確にするため経営計画を策定し、具体的な方策として毎年度総合予算等を策定する。
- (ii) 取締役の担当業務及び職務内容ごとに決裁権限を明確にした本部権限基準を定め、効率的な業務運営を図る。
- (iii) 業務執行に関する重要事項の評議を行うため、執行役員会議を設置し、その役割や開催等は、執行役員会議規程等に従う。また、業務上の必要に応じ業務執行取締役、執行役員及び本部部長等を構成員とする各種委員会を設置する。

⑤株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
 - (ア) 取締役会は、グループ会社を統括する責任者としてグループ会社担当役員を任ずるとともに、グループ会社の統括部署を設置する。
 - (イ) グループ会社の業務執行状況を的確に把握するため、重要事項の執行については当行への協議または報告を求める。
- (ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) リスク管理に関する基本規程をグループ会社との共通規程として定め、グループ全体の各種リスクを統合的に管理する態勢を構築する。
- (iii) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) グループ各社にその事業内容・規模・当行との関係等を踏まえた経営計画を立てさせるとともに、グループ経営会議を開催し情報の共有化を図り、効率的な業務運営を図る。

- (iv) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) グループ会社の統括部署がグループ会社のコンプライアンスに関する管理を行い、グループ全体のコンプライアンス態勢の確立を図る。
 - (イ) グループ会社の内部管理が適正に実施されていることを確認するため、当行内部監査部署による監査を実施する。
 - (ウ) コンプライアンス・ホットラインはグループ内の役職員も利用できる当行グループ共通の内部通報制度として整備する。
 - (エ) 当行及びグループ各社は、アームズ・レングス・ルールを遵守し、業務遂行において相互に不利益を与えない。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (i) 当行及びグループ各社は、財務報告に係る内部統制の態勢整備及び運用に関する規程を定め、財務報告の信頼性を確保する。

⑦ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- (i) 監査役の職務の補助をする監査役スタッフを1名以上配置する。
- (ii) 監査役スタッフは業務執行に関わらないこととし、監査業務の補助に足る能力と知識を有する人材を配置する。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び前号の使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (i) 監査役スタッフの人事異動等を行う場合、担当取締役は事前に監査役に報告し、監査役は当該人事異動等に意見を付すことができる。
- (ii) 監査役スタッフは専ら監査役の指示に従って監査役の職務の補助を行う。

⑨ 当行並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (i) 執行役員会議等の主要な会議に監査役が出席し、意見を述べる機会を確保する。
- (ii) 当行及びグループ会社の役職員は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部通報制度の通報内容、その他監査役が必要と認めた事項について監査役に報告する。
- (iii) 監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
(i) 監査役が当行に対して所要の費用を請求した時は、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないことを当行が証明した場合を除き、当該費用を負担する。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査体制の実効性を高めるため、監査役と内部監査部署をはじめとした本部各部との連携を図る。

(ii) 取締役会議長および代表取締役、会計監査人は、監査役とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の方針に基づき当事業年度に実施した当行における主な運用状況は次のとおりです。

①コンプライアンス体制

取締役会においてコンプライアンス・プログラムを策定し、その実践状況やコンプライアンスに関する重要事項等は取締役会と執行役員会議に報告されました。法令等違反については、事案の概要、発生要因の分析結果および再発防止策等について取締役会において対応状況の確認を行いました。また、コンプライアンス委員会を4回開催して協議・検証を行い、コンプライアンス監査委員会を2回開催して外部委員による検証を受けて、施策に反映しました。

内部通報制度として設置しております「コンプライアンス・ホットライン」について、行内の受付窓口に加えて顧問弁護士事務所に行外の受付窓口を設置しました。

②リスク管理体制

組織横断的に各種リスクの把握・対応方針の検討を行うため、リスク管理委員会を13回開催しました。また、自然災害、基幹システム障害等の非常事態に備えた業務継続体制の実効性確保に向けて「27年度BCM訓練計画」を策定し、各種訓練を実施しました。

③取締役の職務執行

取締役会を17回開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、業務執行取締役および執行役員で構成される執行役員会議を20回開催し、取締役会専決事項を除く業務執行に関する重要事項を評議しました。

④内部監査

業務執行部門から独立した監査部が、各営業拠点・本部各部・子会社各社（以下、「被監査部署」という。）に対する監査を実施しました。監査結果については、取締役会へ報告すると共に被監査部署の長に通知し、また、11回開催した監査情報連絡会等によって関連部門で情報を共有しています。

⑤グループ会社管理

グループ会社から当行への協議・報告事項を定めた「グループ法人管理要領」に基づいて、グループ会社から当行に対して協議・報告がなされております。グループ全体での情報の共有化を図るためのグループ経営会議と、当行のグループ会社担当取締役および所管部長とグループ会社社長とのトップミーティングをそれぞれ2回開催しました。

⑥監査役監査

監査役は、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認するために以下の取り組みを行いました。

- ・取締役会、執行役員会議、グループ経営会議、総合予算委員会、コンプライアンス委員会、監査情報連絡会などの重要会議への出席
- ・重要な決裁書類の閲覧
- ・担当部署からの報告
- ・支店等への往査
- ・グループ会社の監査
- ・取締役会議長・代表取締役、会計監査人との間での定期的な意見交換

8. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

該当ありません。

11. その他

該当ありません。

第125期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常利益	96,360	138,712
利息配当金	66,434	
受取利息	29,187	
受取配当金	38	
受取配当金	323	
受取配当金	376	
受取配当金	25	
受取配当金	22,967	
受取配当金	6,276	
受取配当金	16,691	
受取配当金	767	
受取配当金	95	
受取配当金	672	
受取配当金	9,570	
受取配当金	1,053	
受取配当金	8,376	
受取配当金	139	
受取配当金	0	
受取配当金	9,020	
受取配当金	1,809	
受取配当金	5,471	
受取配当金	1,739	
経常費用	6,513	95,995
利息配当金	2,631	
受取利息	25	
受取利息	255	
受取利息	605	
受取利息	358	
受取利息	254	
受取利息	1,776	
受取利息	606	
受取利息	7,504	
受取利息	1,307	
受取利息	6,197	
受取利息	4,163	
受取利息	881	
受取利息	3,282	
受取利息	69,690	
受取利息	8,122	
受取利息	2,796	
受取利息	483	
受取利息	97	
受取利息	3,259	
受取利息	711	
受取利息	17	
受取利息	756	
経常利益		42,717
受取利息		83
受取利息		737
受取利息		528
受取利息		208
受取利息		42,062
受取利息	12,532	
受取利息	1,755	
受取利息		14,288
受取利息		27,774

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	442,713	預 譲 渡 性 預 金	8,088,463
コールローン及び買入手形	2,000	コールマネー及び売渡手形	22,689
買 入 金 銭 債 権	9,977	債券貸借取引受入担保金	45,560
特 定 取 引 資 産	5,918	特 定 取 引 負 債	130,247
有 価 証 券	2,736,884	借 用 金	895
貸 出 金	5,869,596	外 国 為 替	174,118
外 国 為 替	4,241	社 債	886
リース債権及びリース投資資産	42,502	新 株 予 約 権 付 社 債	15,000
そ の 他 資 産	64,583	信 託 勘 定 借 債	33,804
有 形 固 定 資 産	94,300	そ の 他 負 債	13
建 物	33,423	役 員 賞 与 引 当 金	78,627
土 地	52,401	退 職 給 付 に 係 る 負 債	48
リ ー ス 資 産	20	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	15,475
建 設 仮 勘 定	324	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	38
その他の有形固定資産	8,130	ポ イ ン ト 引 当 金	2,354
無 形 固 定 資 産	9,936	利 息 返 還 損 失 引 当 金	145
ソ フ ト ウ ェ ア	6,217	偶 発 損 失 引 当 金	6
その他の無形固定資産	3,719	特 別 法 上 の 引 当 金	1,045
繰 延 税 金 資 産	1,986	繰 延 税 金 負 債	2
支 払 承 諾 見 返	14,727	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	31,295
貸 倒 引 当 金	△ 40,659	負 債 の 部 合 計	9,526
投 資 損 失 引 当 金	△ 9	(純 資 産 の 部)	
資 産 の 部 合 計	9,258,701	資 本 金	85,113
		資 利 本 剰 余 金	58,574
		自 己 株 主 資 本 合 計	333,964
		株 主 資 本 合 計	△ 21,569
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	456,082
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	135,031
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 3,073
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	13,002
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 10,667
		新 株 予 約 権	134,293
		非 支 配 株 主 持 分	132
		純 資 産 の 部 合 計	1,562
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	592,070
			9,258,701

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		163,314
資金運用収益	96,245	
貸出金利息	66,321	
有価証券利息配当金	29,208	
コールローン利息及び買入手形利息	38	
預け金利息	323	
その他の受入利息	353	
信託報酬	25	
役員取引等収益	26,514	
特定取引収益	2,211	
その他の業務収益	9,556	
その他の経常収益	28,761	
償却債権取立益	2,167	
その他の経常収益	26,593	
経常費用	6,577	115,628
資金調達費用	2,629	
預金利息	21	
譲渡性預金利息	255	
コールマネー利息及び売渡手形利息	605	
債券貸借取引支払利息	358	
借入金利息	254	
その他の支払利息	2,452	
役員取引等費用	6,477	
その他の業務費用	4,163	
その他の経常費用	70,784	
貸倒引当金繰入額	2,754	
その他の経常費用	24,871	
経常利益		47,685
特別利益		86
特別損失	86	739
固定資産処分損失	531	
固定資産減損	208	
税金等調整前当期純利益		47,032
法人税、住民税及び事業税	13,937	
法人税等調整額	1,925	
法人税等合計		15,862
当期純利益		31,169
非支配株主に帰属する当期純利益		135
親会社株主に帰属する当期純利益		31,034

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 常 陽 銀 行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 内 正 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社常陽銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社足利ホールディングスは、平成28年4月25日に開催したそれぞれの取締役会において、両社の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、株式交換による経営統合を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約書を締結した。また同時に、会社、株式会社足利ホールディングス及び株式会社足利銀行の間で経営統合契約書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 常 陽 銀 行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 内 正 彦 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社常陽銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社常陽銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社足利ホールディングスは、平成28年4月25日に開催したそれぞれの取締役会において、両社の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、株式交換による経営統合を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約書を締結した。また同時に、会社、株式会社足利ホールディングス及び株式会社足利銀行の間で経営統合契約書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な営業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

(次頁へ続く)

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、元行員による現金着服事件が発生いたしましたが、これを受けて策定された再発防止策の実施状況等を引続き監視し検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社 常陽銀行 監査役会

常任監査役（常勤） 寺門 好明 ㊟

常任監査役（常勤） 鳥羽田 英夫 ㊟

監査役（社外監査役） 安 徹 ㊟

監査役（社外監査役） 人見 實徳 ㊟

監査役（社外監査役） 水嶋 利夫 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と金融界の環境等を勘案し、安定的な配当堅持の方針の下、1株につき7円とさせていただきたいと存じます。これにより昨年12月の中間配当金6円（含、創立80周年記念配当1円）を含め、年間の配当金は、1株につき13円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金7円 総額 5,060,092,653円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案し内部留保に意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 株式会社足利ホールディングスとの株式交換契約承認の件

当行と株式会社足利ホールディングス（以下「足利ホールディングス」といいます。当行と足利ホールディングスを併せ、以下「両社」といいます。）とは、平成28年4月25日をもって、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関して最終的な合意に達したため、平成28年10月1日を効力発生日とし、当行を株式交換完全子会社、足利ホールディングスを株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。また同時に、当行、足利ホールディングスおよび株式会社足利銀行（以下「足利銀行」といいます。）の間で経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約の承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等は次のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

当行と足利ホールディングスの子会社足利銀行（当行と足利銀行を併せ、以下「両行」といいます。）は、茨城県、栃木県を中心とする北関東地域において、それぞれが、確固たる営業地盤を有する地域のリーディングバンクとして、円滑な金融機能を提供しております。

両行の主要営業地盤である北関東地域は、首都圏に近接する地理的条件に加え、北関東自動車道をはじめとする交通インフラの整備を背景に、全国でも有数の企業立地地域として高いポテンシャルを有しています。一方、地域金融機関を取り巻く経営環境は、総人口減少、少子高齢化の進行といった社会構造変化による地方経済の縮小が懸念される中、資金余剰を背景とした金融機関同士の熾烈な競争も続いています。また、経済のグローバル化や、IT分野をはじめとする技術革新は、産業・社会構造に大きな変化を与えており、異業種からの金融分野への進出が活発化し新たな競争環境を生み出すと同時に、金融サービスの広がりによる成長機会の創出にもつながっています。

このような取り巻く経営環境の構造変化を見据えつつ、地域金融機関として地域の創生にこれまで以上に貢献し、お客さま、地域とともに成長し続けていくには、両社が共通の理念のもと、能動的に協創力を発揮し、豊かさの創造を実現していくことが有効かつ有益と認識するに至り、経営統合によって新しい金融グループを構築していくことに合意いたしました。

本経営統合により誕生する新しい金融グループは、当行と足利銀行の両行が長年にわたり築いてきたお客さまとのリレーション、地域への深い理解を維持・深化させながら、経営統合により形成される広域ネットワーク等を生かし、総合金融サービスの進化と業務効率化を実現してまいります。これにより、地域のリーディングバンク同士の融合でしかない、より利便性が高く、質の高い総合金融サービスを提供してまいります。

本経営統合は、持株会社方式によるものとし、早期の経営統合を図る観点から、既に持株会社体制となっている足利ホールディングスを新金融グループの持株会社として活用いたします。具体的には、当行が足利ホールディングスと本株式交換を実施するとともに、足利ホールディングスは、本株式交換の効力発生日付で商号を株式会社めぶきフィナンシャルグループ（以下「めぶきフィナンシャルグループ」といいます。）に変更します。

このように、当行と足利銀行の両行が、地域に根付いた双方のブランドネームをもとに協働し、統合による営業基盤の拡大と経営基盤の充実をはかりつつ、経営資源やノウハウを相互活用して相乗効果を発揮していくことにより、単独ではなしえないスピードと高い質で、お客さま、地域、株主の皆さまの期待に応えていくことが最良の方策であると判断しております。

2. 株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は、添付資料1「株式交換契約書（写）」のとおりであります。

なお、「株式交換契約書（写）」の別紙1～別紙24（新株予約権の内容）につきましては、「第125期定時株主総会 株主総会参考書類第2号議案＜別冊＞（P.10～P.81）」に、同別紙25～別紙26（ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の内容）につきましては、「第125期定時株主総会 株主総会参考書類第2号議案＜別冊＞（P.82～P.93）」に、同別紙27（足利ホールディングス定款変更案）につきましては、「第125期定時株主総会 株主総会参考書類第2号議案＜別冊＞（P.94～P.105）」に、同別紙28（めぶきフィナンシャルグループ取締役候補者）につきましては、「第125期定時株主総会 株主総会参考書類第2号議案＜別冊＞（P.106）」に記載しております。

また、本株式交換契約第10条第1項および第2項に定める、平成28年6月28日に足利ホールディングスが開催予定の第8回定時株主総会における定款変更に係る議案、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任に係る議案および監査等委員である取締役の選任に係る議案につきましては、「第125期定時株主総会 株主総会参考書類第2号議案＜別冊＞（P.107～P.120）」および「第125期定時株主総会 株主総会参考書類第2号議案＜別冊＞（P.121～P.130）」にご参考として掲載しております。

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数および割当ての相当性に関する事項

本株式交換により当行の普通株式1株について、めぶきフィナンシャルグループ（現：足利ホールディングス。以下同じ。）の普通株式1.170株を割当て交付いたします。

また、本株式交換によりめぶきフィナンシャルグループが発行する予定の普通株式数は、845,758,343株です。ただし、当該普通株式数は、平成28年3月31日現在における当行の発行済普通株式の総数（766,231,875株）および当行が有する自己株式数（43,361,496株）に基づいて算定した数であり、めぶきフィナンシャルグループが発行する普通株式数は変動することがあります。

なお、当行は、法令等に従い、本株式交換によりめぶきフィナンシャルグループが当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時までには有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当行が取得する自己株式を含みます。）の全部を消却する予定です。

① 算定の基礎

両社は、株式交換比率の算定にあたって公正性を確保するため、各社がそれぞれ両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の分析を依頼することとし、当行は、第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、足利ホールディングスは、第三者算定機関としてプライスウォーターハウスコーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）を選定いたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券およびPwCによる株式交換比率の分析結果等は、「第125期定時株主総会 株主総会参考書類第2号議案<別冊>（P.1～P.4）『株式交換比率に係る第三者算定機関の分析概要』」に記載のとおりであります。なお、当行は、平成27年10月27日付にて三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、「第125期定時株主総会 株主総会参考書類第2号議案<別冊>（P.1～P.4）『株式交換比率に係る第三者算定機関の分析概要』」に記載の前提条件その他一定の前提条件および留保事項のもとに、合意された株式交換比率が当行の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しております。

また、足利ホールディングスは、平成27年10月30日付にてPwCから、「第125期定時株主総会 株主総会参考書類第2号議案〈別冊〉(P.1～P.4)『株式交換比率に係る第三者算定機関の分析概要』」に記載の前提条件その他一定の前提条件のもと、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。

② 算定の経緯

上記①記載のとおり、当行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析結果を踏まえ、足利ホールディングスはPwCの分析結果を踏まえ、それぞれ慎重に協議・検討を重ねた結果、両社は、平成27年11月2日、上記株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であるとの判断に至り、基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました。

また、両社は、平成27年11月2日以降における両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、本基本合意書において合意した株式交換比率の見直しを要するような事由は発生していないことを確認し、平成28年4月25日、本基本合意書において合意した株式交換比率と同一の比率にて株式交換を行うことを合意・決定し、本株式交換契約を締結いたしました。

③ 算定機関との関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券およびPwCは、それぞれ当行および足利ホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

④ 公正性を担保するための措置

当行は、上記①記載のとおり、本経営統合の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、株式交換比率の分析結果等に加え、フェアネス・オピニオンを取得しております。

また、当行は、本経営統合の検討に関する助言およびその他の本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、有限責任あずさ監査法人およびKPMG税理士法人を独立した財務アドバイザーとして起用しております。

加えて、両社から独立した本経営統合の法務アドバイザーとして、当行は長島・大野・常松法律事務所を選任し、本株式交換契約および本経営統合契約の締結に向けた取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

一方、足利ホールディングスは、上記①記載のとおり、本経営統合の公正性・妥当性を確保するため、PwCから、株式交換比率の分析結果等を受領しております。

また、足利ホールディングスは、本経営統合の検討に関する助言およびその他の本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）および有限責任監査法人トーマツを独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、野村證券は、足利ホールディングスの主要株主の親会社である野村ホールディングス株式会社の子会社であるという関係にありますが、足利ホールディングスは、野村證券の財務アドバイザーとしての実績に鑑み、かつ、足利ホールディングスと野村證券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため、財務アドバイザーとしての独立性が確保されていることを踏まえた上で、野村證券に財務アドバイザーを依頼しました。

加えて、両社から独立した本経営統合の法務アドバイザーとして、足利ホールディングスは森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換契約および本経営統合契約の締結に向けた取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本経営統合にあたって、当行と足利ホールディングスとの間には特段の利益相反関係がないことから、特別な措置は講じておりません。

(2) 交換対価としてめぶきフィナンシャルグループの普通株式を選択した理由

当行および足利ホールディングスは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるめぶきフィナンシャルグループの普通株式を選択いたしました。

当行は、かかる交換対価につき、①本株式交換の効力発生日をもってめぶきフィナンシャルグループとなる足利ホールディングスの普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、高い流動性を有するため取引機会が確保されること、および②当行の株主は、めぶきフィナンシャルグループの普通株式を交換対価として受け取ることにより本株式交換による統合効果を享受できることを考慮して、めぶきフィナンシャルグループの普通株式を本株式交換の交換対価とすることが適切であると判断いたしました。

(3) めぶきフィナンシャルグループの資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当行および足利ホールディングスは、本株式交換に際して増加するめぶきフィナンシャルグループの資本金および準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- ① 資本金 : 0円
- ② 資本準備金: 会社計算規則第39条の規定に従い足利ホールディングスが別途定める金額
- ③ 利益準備金: 0円

これらの資本金および準備金の額は、本株式交換後のめぶきフィナンシャルグループの資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、当行と足利ホールディングスとの間で協議の上、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断いたしております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 足利ホールディングスの定款の定め

足利ホールディングスの定款の定めは、「第125期定時株主総会 株主総会参考書類第2号議案<別冊> (P.5～P.9)『足利ホールディングス 定款』」のとおりであります。

「第125期定時株主総会 株主総会参考書類第2号議案<別冊> (P.5～P.9)『足利ホールディングス 定款』」に記載の定款は、現時点での足利ホールディングスの定款の内容であり、本株式交換後は、本株式交換契約第10条第1項の定めに従い、平成28年6月28日に開催予定の足利ホールディングスの第8回定時株主総会における承認決議に基づき、添付資料1「株式交換契約書(写)」の別紙27「足利ホールディングス定款変更案」のとおり変更される予定です。

なお、添付資料1「株式交換契約書(写)」の別紙27「足利ホールディングス 定款変更案」は、「第125期定時株主総会 株主総会参考書類第2号議案<別冊> (P.94～P.105)」に記載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

足利ホールディングスの普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

足利ホールディングスの普通株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

足利ホールディングスの普通株式の東京証券取引所市場第一部における過去6ヶ月間の株価推移は、以下のとおりです。

(単位：円)

月別	平成27年 11月	12月	平成28年 1月	2月	3月	4月
最高株価	539	481	471	395	354	354
最低株価	477	443	382	300	312	293

なお、日本取引所グループが以下のURLにおいて開示する株価情報およびチャート表示等により、足利ホールディングスの普通株式の市場価格およびその推移等がご覧いただけます。

<http://www.jpx.co.jp/>

(4) 足利ホールディングスの貸借対照表

足利ホールディングスは、貸借対照表の内容につき法令に基づく公告および有価証券報告書の提出を行っているため、記載を省略いたします。

5. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

めぶきフィナンシャルグループは、本株式交換に際して、本株式交換によりめぶきフィナンシャルグループが当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における、以下の表1第1欄①から②および表2第1欄に掲げる当行が発行している各新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含みます。）の新株予約権者に対して、当該新株予約権の内容および株式交換比率を踏まえ、それぞれの所有する当行の新株予約権に代わるめぶきフィナンシャルグループの新株予約権を割当て交付いたします。

また、上記新株予約権付社債に係る社債債務についてはめぶきフィナンシャルグループが承継するとともに、当行が当該承継後の債務を保証いたします。

かかる取扱いは、当行の株主および当該新株予約権者の利益を等しく保護する観点から、当該新株予約権者に実質的に同内容かつ同数のめぶきフィナンシャルグループの新株予約権を交付するものであり、相当であると考えます。

表 1

	第 1 欄		第 2 欄	
	名 称	内 容	名 称	内 容
①	株式会社常陽銀行 第 1 回新株予約権	株式交換契約書 別紙 1 記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第 1 回新株予約権	株式交換契約書 別紙 2 参照
②	株式会社常陽銀行 第 3 回新株予約権	同別紙 3 記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第 2 回新株予約権	同別紙 4 参照
③	株式会社常陽銀行 第 5 回新株予約権	同別紙 5 記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第 3 回新株予約権	同別紙 6 参照
④	株式会社常陽銀行 第 6 回新株予約権	同別紙 7 記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第 4 回新株予約権	同別紙 8 参照
⑤	株式会社常陽銀行 第 7 回新株予約権	同別紙 9 記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第 5 回新株予約権	同別紙 10 参照
⑥	株式会社常陽銀行 第 8 回新株予約権	同別紙 11 記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第 6 回新株予約権	同別紙 12 参照
⑦	株式会社常陽銀行 第 9 回新株予約権	同別紙 13 記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第 7 回新株予約権	同別紙 14 参照
⑧	株式会社常陽銀行 第 10 回新株予約権	同別紙 15 記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第 8 回新株予約権	同別紙 16 参照
⑨	株式会社常陽銀行 第 11 回新株予約権	同別紙 17 記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第 9 回新株予約権	同別紙 18 参照
⑩	株式会社常陽銀行 第 12 回新株予約権	同別紙 19 記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第 10 回新株予約権	同別紙 20 参照
⑪	株式会社常陽銀行 第 13 回新株予約権	同別紙 21 記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第 11 回新株予約権	同別紙 22 参照
⑫	株式会社常陽銀行 第 14 回新株予約権	同別紙 23 記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第 12 回新株予約権	同別紙 24 参照

(注) 各内容に記載した別紙は、添付資料 1 「株式交換契約書 (写)」の別紙を示し、「第 125 期定時株主総会 株主総会参考書類第 2 号議案<別冊> (P.10~P.81)」に記載しております。

表 2

第 1 欄		第 2 欄		第 3 欄
名 称	内 容	名 称	内 容	社債債務額
株式会社常陽銀行 2019 年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	株式交換契約書 別紙 25 記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 2019 年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	株式交換契約書 別紙 26 参照	3 億米ドル

(注) 各内容に記載した別紙は、添付資料 1 「株式交換契約書 (写)」の別紙を示し、「第 125 期定時株主総会 株主総会参考書類第 2 号議案<別冊> (P.82~P.93)」に記載しております。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 足利ホールディングスについての最終事業年度（平成28年3月期）に係る計算書類等の内容

足利ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、同封の「第125期定時株主総会 株主総会参考書類第2号議案<別冊> (P.131～P.163)」に記載のとおりであります。

なお、足利ホールディングスの次の事項に係る情報につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.joyobank.co.jp/kabunushi/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「新株予約権等に関する事項」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

(2) 足利ホールディングスおよび当行についての最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- ① 足利ホールディングス
該当事項はありません。
- ② 当行
該当事項はありません。

7. 本議案の決議に関する事項

本株式交換契約第11条（本株式交換の条件の変更および本契約の解除）または第12条（本契約の効力）に定める事項により、本株式交換契約を解除した場合、または本株式交換契約の効力が失われた場合は、本議案の決議は失効するものといたします。

株式交換契約書（写）

株式会社常陽銀行（以下「甲」という。）及び株式会社足利ホールディングス（以下「乙」という。）は、甲乙間の株式交換に関し、平成28年4月25日（以下「本締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全子会社、乙を株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、乙は、甲の発行済株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全子会社
商号：株式会社常陽銀行
住所：茨城県水戸市南町二丁目5番5号

- (2) 乙：株式交換完全親会社
商号：株式会社足利ホールディングス
住所：栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 乙は、本株式交換に際して、本株式交換により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主（但し、第9条に基づく甲の自己株式の消却後の株主をいうものとし、乙を除く。以下本条において同じ。）に対し、その有する甲の普通株式の数の合計数に1.170を乗じて得た数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式交換に際して、基準時における甲の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主に対し、その有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1,170株の割合をもって、乙の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定にかかわらず、乙が甲の各株主に交付する乙の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、乙は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条（本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当て並びに社債の承継）

1. 乙は、本株式交換に際して、以下の表1第1欄の①から⑫までに掲げる甲が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された当該新株予約権の総数と同数の、同表第2欄の①から⑫までに掲げる乙の新株予約権を交付する。
2. 乙は、本株式交換に際して、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された、以下の表1第1欄の①から⑫までに掲げる甲が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する以下の表1第1欄の①から⑫までに掲げる新株予約権1個につき、それぞれ、同表第2欄の①から⑫までに掲げる新株予約権1個を割り当てる。
3. 乙は、本株式交換に際して、以下の表2第1欄に掲げる甲が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された当該新株予約権の総数と同数の、同表第2欄に掲げる乙の新株予約権を交付する。
4. 乙は、本株式交換に際して、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された、以下の表2第1欄に掲げる甲が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する同表第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ、同表第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
5. 乙は、本株式交換に際して、以下の表2第1欄に掲げる甲が発行している新株予約権付社債について、基準時の甲の社債原簿に記載又は記録された社債権者に対し甲が負担する社債債務を、同表第2欄に掲げる株式会社めぶきフィナンシャルグループ2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債として承継するものとし、その承継に係る社債債務の額は、同表第3欄に掲げる額とする。

6. 本締結日以後本効力発生日（第6条に定める。）までの間、以下の表1及び表2の各第1欄に掲げる甲が発行している新株予約権及び新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合には、第1項乃至第5項に規定した交付及び割当てに係る新株予約権及び承継される社債債務について、それぞれ、当該行使に係る新株予約権の数及び当該行使に際して払い込まれた社債の金額を、交付及び割当てに係る新株予約権並びに承継に係る社債債務額から減じるものとする。

表1

	第1欄		第2欄	
	名 称	内 容	名 称	内 容
①	株式会社常陽銀行 第1回新株予約権	別紙1記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第1回新株予約権	別紙2参照
②	株式会社常陽銀行 第3回新株予約権	別紙3記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第2回新株予約権	別紙4参照
③	株式会社常陽銀行 第5回新株予約権	別紙5記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第3回新株予約権	別紙6参照
④	株式会社常陽銀行 第6回新株予約権	別紙7記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第4回新株予約権	別紙8参照
⑤	株式会社常陽銀行 第7回新株予約権	別紙9記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第5回新株予約権	別紙10参照
⑥	株式会社常陽銀行 第8回新株予約権	別紙11記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第6回新株予約権	別紙12参照
⑦	株式会社常陽銀行 第9回新株予約権	別紙13記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第7回新株予約権	別紙14参照
⑧	株式会社常陽銀行 第10回新株予約権	別紙15記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第8回新株予約権	別紙16参照
⑨	株式会社常陽銀行 第11回新株予約権	別紙17記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第9回新株予約権	別紙18参照
⑩	株式会社常陽銀行 第12回新株予約権	別紙19記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第10回新株予約権	別紙20参照
⑪	株式会社常陽銀行 第13回新株予約権	別紙21記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第11回新株予約権	別紙22参照
⑫	株式会社常陽銀行 第14回新株予約権	別紙23記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第12回新株予約権	別紙24参照

表 2

第1欄		第2欄		第3欄
名 称	内 容	名 称	内 容	社債債務額
株式会社常陽銀行2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	別紙25記載	株式会社めびきフィナンシャルグループ2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	別紙26参照	3億米ドル

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する乙の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 資本金： 0円
- (2) 資本準備金：会社計算規則第39条の規定に従い乙が別途定める金額
- (3) 利益準備金：0円

第6条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成28年10月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条（株式交換契約の承認株主総会）

甲及び乙は、平成28年6月28日又は甲及び乙が別途合意する日に、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認に関する決議を求めるものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本締結日以降本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、過去の実務慣行に従い通常の業務の範囲内でその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、自らの子会社をして行わせるとともに、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、自らの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行わず、かつ、自らの子会社をしてかかる行為を行わせてはならない。

第9条（自己株式の消却）

甲は、基準時の直前時までに甲が有することとなる自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部を、本効力発生日の前日までに開催する甲の取締役会決議により、当該株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生後、基準時の直前時において、消却するものとする。

第10条（定款の変更及び取締役の選任）

1. 乙は、第7条に定める乙の株主総会において、本株式交換の効力発生を停止条件として乙の定款を本効力発生日付で別紙27のとおり変更する旨の議案を上程し、その承認の決議を求めるものとする。但し、乙は、予め甲と協議し合意のうえ、別紙27記載の定款変更案を変更することができる。
2. 乙は、第7条に定める乙の株主総会において、前項に規定する定款変更案の効力発生を停止条件として、別紙28第1項記載の者を本効力発生日付で乙の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する旨の議案、及び別紙28第2項記載の者を本効力発生日付で乙の監査等委員である取締役に選任する旨の議案をそれぞれ上程し、その承認の決議を求めるものとする。但し、乙は、予め甲と協議し合意のうえ、別紙28記載の取締役選任議案を変更することができる。

第11条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙のいずれかの事業、財務状態、経営成績若しくは本株式交換の比率に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事象、本株式交換の目的の達成が著しく困難となり若しくは困難となる可能性のある事象、又は本株式交換の実施に重大な悪影響を与える可能性のある事象が発生又は判明した場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による本契約の承認が得られなかった場合又は第10条に定める乙の株主総会による定款変更の承認若しくは取締役選任議案の承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者は、それぞれ署名又は記名捺印の上、各1通ずつを保有する。

平成28年4月25日

甲：茨城県水戸市南町二丁目5番5号
株式会社常陽銀行
取締役頭取 寺門 一 義 ㊟

乙：栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
株式会社足利ホールディングス
代表執行役社長 松 下 正 直 ㊟

第3号議案から第8号議案までに共通するご参考事項

当行は、コーポレート・ガバナンス態勢を一層強化するため、昨年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって新たに設けられた「監査等委員会設置会社」に移行したいと考えております。本冊子の53ページから74ページまでに記載の第3号議案から第8号議案までの議案は、いずれも当該移行に関連するものですので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴及び当行が監査等委員会設置会社への移行を選択する理由等について、ご説明申し上げます。

■監査等委員会設置会社の特徴

監査等委員会設置会社とは、現行の監査役会に代わり、監査等委員である取締役3人以上で構成され、かつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会を置く機関設計を意味します。

監査等委員である取締役は、取締役会の構成員として取締役会における議決権を有し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の決定全般に関与することができます。加えて、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任や報酬について、株主総会において意見を述べることができる権限も有します。これらの権限は、監査役・監査役会には与えられていない権限であることから、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べて、代表取締役を含む取締役の職務の執行に対する監督機能が強化されているといえます。

また、監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款の定めがある場合には、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。以下、同じ。）の決定の全部又は一部を、取締役に委任することができます。これにより、業務執行と監督機能の分離をこれまで以上に進め、取締役会における重要議題の重点的な審議を可能とすると同時に、業務執行に関する意思決定の機動性・迅速性を高めることが可能となります。

■移行を選択する理由等

当行はこれまでも、コーポレート・ガバナンス態勢の強化を図ってまいりましたが、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向け、監査等委員会設置会社の制度を活用することにより、取締役会の監督機能をさらに強化すること、また、重要な業務執行の決定

を取締役に委任することにより、取締役会の業務執行と監督機能の分離をさらに進め、業務執行に関する意思決定の機動性・迅速性を高めることができると考え、今般、監査等委員会設置会社に移行することとしたものです。

■第3号議案から第8号議案について

監査等委員会設置会社に移行するためには、株主総会において、監査等委員会を置く旨の定款変更をご承認いただく必要があります。また、重要な業務執行の決定の取締役への委任を可能とするためにも、その旨を規定する定款変更をご承認いただく必要があります。第3号議案「定款一部変更の件」は、これらの変更を、その他の変更と併せ、ご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社へ移行を行う定款変更をご承認いただきますと、本定款変更の効力が生じた時をもって、現行の取締役および監査役の任期が満了することとなります。加えて、監査等委員会設置会社においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役は区別して選任する必要があることから、第4号議案では取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任を、第5号議案では監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬の額についても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して定める必要があることから、第6号議案では取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額を、第7号議案では監査等委員である取締役の報酬の額を、それぞれご提案するものであります。また、第8号議案では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、第6号議案でご提案する報酬の総額の範囲内において、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるため、その内容につきましてご提案するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当行の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向け、コーポレート・ガバナンス態勢の一層の強化を図るため、主に以下に掲げる2点を目的として、現行の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役および取締役会に関する規定の変更、ならびに重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設等を行うものであります。
- ①取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とし、監査等委員が取締役会における議決権を行使することにより、取締役会の監督機能の強化を図る。
- ②監査等委員会設置会社への移行に合わせ、重要な業務執行の決定を取締役に委任し、取締役会の業務執行と監督機能の分離を進め、取締役会がより重要議題の重点的な審議を行うことを可能とするとともに、業務執行に関する意思決定の機動性・迅速性を高める。
- (2) 社外取締役として独立性の高い適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当行と社外取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定の新設を行うものであります。なお、責任限定契約にかかる定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (記載省略) (機 関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (記載省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (記載省略)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (記載省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当銀行の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (記載省略) ③ (記載省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10名以内とする。</u> ② <u>当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>②増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役2名以内を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。ただし業務の都合により会長、副会長、副頭取、専務取締役はこれを選定しないことができる。</p> <p>(相談役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役相談役を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p>	<p>②増員または補欠として選任された取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>③監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役2名以内を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。ただし業務の都合により会長、副会長、副頭取、専務取締役はこれを選定しないことができる。</p> <p>(相談役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役相談役を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③監査等委員会が選定する監査等委員は、<u>前二項の定めにかかわらず、これを招集することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (記載省略) (新設)</p> <p>第27条 (記載省略) (報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円以上のあらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>(員 数)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第29条 当銀行の監査役は、5名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	
<p><u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任 期)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役として常任監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合においてはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第<u>36</u>条 (記載省略) (任 期) 第<u>37</u>条 (記載省略) (報酬等) 第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任方法) 第<u>35</u>条 (現行どおり) (会計監査人の任期) 第<u>36</u>条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第<u>37</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 (現行どおり)</p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当行は監査等委員会設置会社に移行し、現任取締役12名全員は、定款変更の効力が発生する本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生ずるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	おに ざわ くに お 鬼澤 邦夫 (昭和19年8月16日生)	昭和42年4月 当行入行 昭和62年7月 人事部部長代理 平成3年4月 人事部副部長 平成4年7月 堀留支店長 平成6年8月 総務部長 平成7年6月 人事部長 平成9年6月 取締役(人事部長委嘱) 平成11年6月 常務取締役 平成12年7月 常務取締役 個人部門長委嘱 平成14年6月 常務取締役 法人部門長委嘱 平成15年6月 取締役副頭取 平成17年6月 取締役頭取 平成23年6月 取締役会長(現職)	134,640株
候補者とした理由等 長く当行経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p>てら かど かず よし 寺 門 一 義 (昭和27年 1月28日生)</p>	<p>昭和49年 4月 当行入行 平成 6年 7月 審議室審議役 平成 8年 6月 多賀支店長 平成10年 7月 営業統括部副部長 平成11年 6月 個人企画部副部長 平成12年 7月 個人事業部副部長 平成13年 6月 個人事業部長兼くらしと事業の相談センター長 平成14年 6月 経営企画部長 平成15年 6月 執行役員 経営企画部長 平成17年 6月 常務取締役 (経営管理セクション担当) 平成20年 6月 常務取締役 経営管理担当 平成21年 6月 専務取締役 (経営管理・グループ会社担当) 平成23年 6月 取締役頭取 (現職) 平成23年 6月 茨城県信用保証協会 理事 (現職) 平成26年 6月 全国地方銀行協会会長 平成27年 6月 全国地方銀行協会会長 退任</p> <p>(重要な兼職の状況) 茨城県信用保証協会 理事</p>	80,000株
<p>候補者とした理由等 長く当行経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため取締役候補者となりました。</p>			
3	<p>さか もと ひで お 坂 本 秀 雄 (昭和30年 8月22日生)</p>	<p>昭和53年 4月 当行入行 平成10年 6月 石岡東支店長 平成13年 6月 営業企画部次長 平成16年 6月 営業統括部副部長 平成17年 4月 経営企画部担当部長 平成17年 6月 経営企画部長 平成19年 6月 執行役員 経営企画部長 平成21年 6月 常務執行役員 本店営業部長兼振込第一支店長 平成23年 6月 常務取締役 (経営管理・事務システム・グループ会社担当) 平成25年 6月 専務取締役 (経営管理・事務システム担当) 平成27年 6月 専務取締役 営業本部長委嘱 (現職)</p>	44,369株
<p>候補者とした理由等 営業統括セクションでの豊富な経験と営業部門の長としての実績を活かして、引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
4	いとう かつ ひこ 伊藤 克彦 (昭和30年2月6日生)	昭和53年4月 当行入行 平成12年7月 岩間支店長 平成14年4月 磯原支店長 平成15年7月 磯原支店長兼北茨城エリア担当部長 平成16年4月 下妻支店長兼下妻法人部長 平成18年6月 柏支店長 平成20年6月 執行役員 鹿島支店長兼鹿行法人部長 平成21年6月 執行役員 法人事業部長 平成23年6月 常務取締役 営業本部副本部長委嘱(つくば駐在) 平成26年4月 常務取締役 営業本部副本部長委嘱 公共・地域営業担当(つくば駐在) 平成27年6月 常務取締役 営業本部副本部長委嘱 公共・地域営業担当(水戸駐在)(現職)	51,108株
候補者とした理由等 営業担当として有する豊富な経験と実績を活かして、引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため取締役候補者となりました。			
5	くろ さわ あつ ゆき 黒澤 篤行 (昭和29年11月23日生)	昭和53年4月 当行入行 平成11年6月 我孫子支店長 平成13年2月 融資審査部次長 平成13年12月 融資業務部次長 平成16年7月 融資業務部副部長 平成17年1月 融資業務部長 平成17年6月 仙台支店長 平成19年6月 執行役員 東京営業部長 平成21年6月 執行役員 融資審査部長 平成23年6月 常務執行役員 本店営業部長兼振込第一支店長 平成25年6月 常務取締役(市場国際担当(東京駐在))(現職)	40,411株
候補者とした理由等 市場・国際業務担当として有する豊富な経験と実績を活かして、引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
6	<p>むら しま えい じ 村島英嗣 (昭和30年7月1日生)</p>	<p>昭和54年4月 当行入行 平成11年7月 三郷支店長 平成13年6月 経営監査部法務室長 平成17年6月 リスク統括部長 平成19年6月 経営監査部長 平成20年6月 個人事業部長 平成22年6月 執行役員 営業統括部長 平成23年6月 執行役員 営業推進部長 平成24年6月 常務執行役員 営業本部副本部長(営業企画担当) 平成25年6月 常務取締役(リスク管理・経営管理・情報セキュリティ担当) 平成27年6月 常務取締役(リスク管理・事務システム・業務改革・情報セキュリティ担当) 平成28年4月 常務取締役(リスク管理・事務システム・情報セキュリティ担当)(現職)</p>	39,233株
<p>候補者とした理由等 リスク管理、事務システム担当として有する豊富な経験と実績を活かして、引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため取締役候補者となりました。</p>			
7	<p>ささ じま りつ お 笹島律夫 (昭和33年3月3日生)</p>	<p>昭和55年4月 当行入行 平成12年7月 経営企画部次長 平成17年6月 経営企画部副部長 平成18年6月 郡山支店長 平成20年4月 市場金融部長 平成21年6月 経営企画部長 平成23年6月 執行役員 経営企画部長 平成25年6月 常務取締役(グループ会社・業務プロセス改革・特命事項担当、東京事務所) 平成26年4月 常務取締役(グループ会社・業務改革・特命事項担当) 平成26年6月 常務取締役(グループ会社・東京事務所(協会担当を含む)・業務改革・特命事項担当) 平成27年6月 常務取締役(経営管理・事務システム・グループ会社担当) 平成28年4月 常務取締役(経営管理・事務システム・業務改革・グループ会社担当)(現職)</p>	25,835株
<p>候補者とした理由等 経営管理・事務システム担当として有する豊富な経験と実績を活かして、引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
8	そのべひろしげ 菌部浩重 (昭和30年4月17日生)	昭和53年4月 当行入行 平成11年4月 明野支店長 平成13年6月 赤塚支店長 平成15年6月 経営企画部広報室長 平成17年6月 取手支店長兼取手法人部長 平成18年6月 個人事業部長 平成20年6月 執行役員 下館支店長兼県西法人部長 平成23年6月 執行役員 土浦支店長 平成24年6月 常務執行役員 東京営業部長 平成24年6月 関東鉄道株式会社非常勤監査役(現職) 平成25年6月 常務執行役員 営業本部副本部長(企画担当) 平成26年6月 常務執行役員 営業本部副本部長(公務部 地域協創部担当) 平成27年6月 常務取締役 営業本部副本部長委嘱 公共・地域営業担当(つくば駐在)(現職)	54,992株
候補者とした理由等 営業担当として有する豊富な経験と実績を活かして、引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため取締役候補者となりました。			
9	せきまさる 関優 (昭和32年12月13日生)	昭和55年4月 当行入行 平成12年7月 東京営業部営業第一部長 平成14年7月 本店営業部副部長 平成17年6月 経営管理部付 平成19年6月 仙台支店長 平成21年6月 古河支店長 平成23年6月 融資審査部長 平成24年6月 執行役員 融資審査部長 平成25年6月 常務執行役員 東京営業部長 平成27年6月 常務取締役(審査担当)(現職)	82,829株
候補者とした理由等 審査担当として有する豊富な経験と実績を活かして、引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
10	よこちひろあき 横地裕昭 (昭和30年10月7日生)	昭和53年4月 当行入行 平成12年7月 ニューヨーク支店長 平成14年10月 経営管理部付 平成14年10月 法人事業部次長 平成17年1月 東京営業部営業第三部長 平成18年6月 東京営業部統括部長 平成20年6月 経営監査部長 平成21年6月 リスク統括部長 平成23年6月 人事部長 平成24年6月 執行役員 人事部長 平成26年6月 常務執行役員 人事部長 平成27年6月 常務取締役(経営管理担当)(現職)	36,297株
候補者とした理由等 経営管理担当として有する豊富な経験と実績を活かして、引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため取締役候補者となりました。			

(注) 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当行は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生ずるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	とりはた ひでお 鳥羽田 英夫 (昭和29年10月3日生)	昭和52年4月 当行入行 平成11年10月 公務渉外部次長 平成16年2月 公務渉外部担当部長 平成16年6月 県庁支店長 平成18年6月 公務渉外部長 平成19年6月 執行役員 公務渉外部長 平成21年6月 執行役員 日立支店長兼県北法人部長 平成23年6月 常務執行役員 営業本部 (公共担当) 平成24年6月 当行監査役 (現職)	55,191株
候補者とした理由等 これまでの常任監査役としての経験および実績を有することから、引き続き監査等委員会の職責を遂行いただけるものとして、監査等委員である取締役候補者となりました。			
2	しみず たかお 清水 隆男 (昭和31年12月24日生)	昭和54年4月 当行入行 平成11年7月 佐貫支店長 平成14年7月 菅谷支店長 平成15年6月 経営管理部秘書室長 平成18年6月 下妻支店長 平成20年6月 亀崎支店長 平成23年6月 執行役員 下館支店長 平成25年6月 執行役員 監査部長 (現職)	20,000株
候補者とした理由等 これまで支店経営に携わった経験および監査部門の長としての実績を踏まえ、監査等委員会の職責を遂行いただけるものとして、監査等委員である取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
3	かわむらとしひこ 川村俊彦 (昭和12年10月21日生)	昭和36年4月 株式会社日立製作所入社 昭和46年11月 同社日立工場勤労第一課長 昭和51年8月 同社本社勤労課長 昭和55年8月 同社水戸工場総務部長 昭和58年5月 同社日立工場勤労部長 昭和63年6月 同社日立工場副工場長 平成3年6月 同社 理事 平成7年6月 同社退職 平成7年6月 日立埠頭株式会社代表取締役社長 平成15年6月 同社顧問 平成15年9月 茨城港湾株式会社取締役副社長 平成16年6月 日立埠頭株式会社顧問退任 平成16年6月 当行監査役 平成19年4月 茨城港湾株式会社取締役副社長退任 平成19年4月 株式会社茨城ポートオーソリティ取締役副社長 平成19年6月 株式会社茨城ポートオーソリティ取締役(現職) 平成21年5月 当行監査役辞任 平成21年6月 当行取締役(現職) 平成25年10月 NPO法人ひたちなか理科クラブ代表理事(現職) (重要な兼職の状況) 株式会社茨城ポートオーソリティ取締役	17,000株
候補者とした理由等 これまでの経営者としての豊富な経験および高度な経営についての見識をもとに、独立した客観的な視座から、引き続き当行の経営を監督していただくとともに、当行の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与いただけることが期待でき、監査等委員会の職責を遂行いただけるものとして、監査等委員である取締役候補者および社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
4	みずしまとしお 水嶋利夫 (昭和19年1月7日生)	昭和45年3月 公認会計士登録 昭和63年6月 太田昭和監査法人 代表社員 平成2年5月 太田昭和監査法人 理事 平成12年5月 監査法人太田昭和センチュリー 副理事長(平成13年7月新日本監査法人に名称変更) 平成16年5月 新日本監査法人 理事長(平成20年7月新日本有限責任監査法人に名称変更) 平成20年8月 同法人 シニア アドバイザー 平成21年6月 同法人 退職 平成21年6月 当行監査役(現職) 平成22年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス監査役(社外監査役) 平成26年6月 同社監査役 退任	5,000株
候補者とした理由等 公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当行の監査体制に引き続き活かしていただくとともに、独立した客観的な視座から、当行の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与いただけることが期待でき、監査等委員会の職責を遂行いただけるものとして、監査等委員である取締役候補者および社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当行社外監査役としての就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。			
5	すずき きんいち 鈴木欣一 (昭和22年4月5日生)	昭和45年4月 茨城県入庁 平成16年4月 茨城県保健福祉部長 平成19年4月 茨城県企画部長 平成20年4月 茨城県教育委員会 教育長 平成23年3月 茨城県教育委員会 教育長 退任 平成23年6月 財団法人茨城県教育財団 理事長 平成28年3月 公益財団法人茨城県教育財団 理事長 退任	0株
候補者とした理由等 行政分野における豊富な経験と高い見識を有していることから、独立した客観的な視座から、当行の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与いただけることが期待でき、監査等委員会の職責を遂行いただけるものとして、監査等委員である取締役候補者および社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 川村俊彦氏、水嶋利夫氏および鈴木欣一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は社外役員の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に加え、当行独自の独立性判断基準を定めております(その概要は68頁に記載のとおりです)。川村俊彦氏および水嶋利夫氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 鈴木欣一氏は、当行と預金および貸出金の取引がございしますが、当行が定める独立性判断基準の主要な取引先には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
5. 鈴木欣一氏の子は当行に行員として勤務しております。
6. 当行は、現行定款において社外取締役との責任限定に係る契約の締結に関する事項を定めておりませんが、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、川村俊彦氏、水嶋利夫氏および鈴木欣一氏が監査等委員である社外取締役として選任され就任した場合には、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上のあらかじめ定められた金額と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

【ご参考】

当行では、社外役員の選任にあたっては、会社法に定める社外役員の適格性を満たすことに加え、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準に抵触しない者としています。さらに、同取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」に規定された属性開示事項に該当する場合には、一般株主と利益相反が生じるおそれがないかを実質的な側面から慎重に判断するとともに、以下の当行独自の独立性判断基準にも照らし、独立性に疑義がないことを前提としております。

(当行の独立性判断基準の概要)

当行の社外役員が独立性の要件を満たしている者と判断する主な基準の概要は以下のとおりとなっています。なお、以下の判断基準において形式的に独立性に抵触しない場合であっても、他の理由を含め総合的な判断の結果、独立性に疑義がある場合には独立性を否定することがあります。また、形式的に独立性に抵触する場合であっても、他の合理的な理由を含めて総合的に判断した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、その理由を明らかにすることによって独立性を認める場合があります。

- (i) 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
- (ii) 当行の主要な取引先、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。

なお、上記(i)、(ii)において、主要な取引先とみなす基準は以下のとおりです。

- ・ 役務の提供等に伴う金銭の授受が、継続して（継続が見込まれる場合も含む。）、直近の事業年度の年間連結総売上高（当行の主要な取引先の判断の場合は、当行の年間連結業務粗利益）の2%以上である場合。
- ・ 融資取引の場合は、当行が取引先に対する最上位の与信供与先であり、かつ、当行の融資方針の変更が取引先に甚大な影響を与える場合。
- ・ 預金取引において、他の者に比べて特別有利な条件を設定している、あるいは当行の直近預金残高の1%以上を占める場合。

- (iii) 現在、または最近において、役員報酬以外に当行から過去3年平均により年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。）でなく、過去3年以内においても当該団体に所属していなかったこと。
- (iv) 当行の議決権比率5%を超える主要株主、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
- (v) 社外役員の相互就任の関係にある先のうち、双方が継続して相互に就任し、かつ、当行出身以外の社外役員が複数人存在しないなど、密接な関係が認められる先の社外役員ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
- (vi) 当行が、過去3年平均により年間1,000万円以上の寄付等を行っている先、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当行の取締役の報酬等の額につきましては、平成18年6月29日開催の第115期定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含まない。）としてご承認をいただいておりますが、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額4億円以内に定めること、ならびに各取締役に對する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によるものとするものとさせていただきます。

なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含まないものとします。

現在の取締役は12名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生ずるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当行の監査役の報酬等の額につきましては、平成18年6月29日開催の第115期定時株主総会において、年額8,000万円以内としてご承認をいただいておりますが、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の監査役の報酬等に関する定めを代えて、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額8,000万円以内に定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものとするものとさせていただきます。

現在の監査役は5名（うち社外監査役3名）ですが、第3号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生ずるものいたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションに関する報酬および内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額は、第6号議案が原案通り承認されますと、年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含まない。）となりますが、取締役の報酬等の額の範囲内で、取締役に對し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるため、内容につきましてご承認をお願いするものであります。なお、社外取締役は割り当ての対象外といたします。

具体的なストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。各取締役への報酬等の支給時期、配分等につきましては、取締役に「ご一任願いたい」と存じます。

現在の取締役は12名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力および第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」における取締役の報酬等の額の効力が発生することを条件として生ずるものといたします。

割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式150,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

但し、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当行普通株式 1 株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当行が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2. 新株予約権の総数

150,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された公正価格を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

8. その他の新株予約権の内容

上記1. から7. の細目および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(ご参考)

当行は本定時株主総会終結の時以降、上記の1. および3. ないし6. の点について、上記の各新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当行の執行役員に対し、当行が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価格を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

以 上

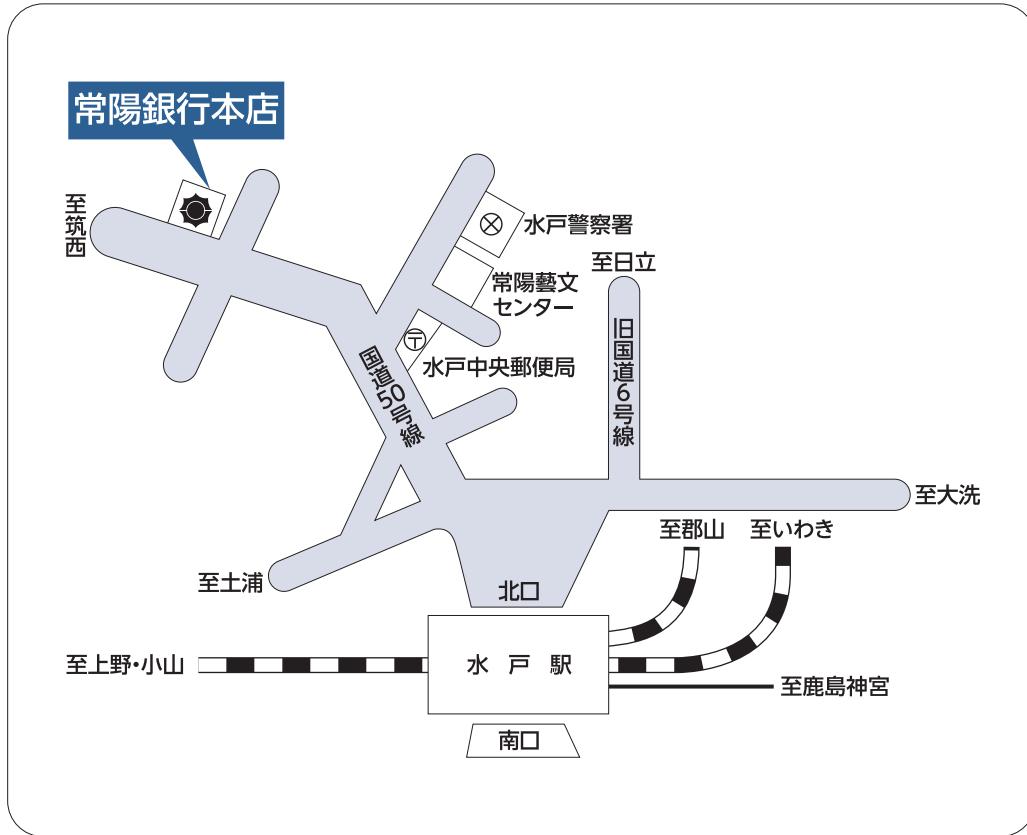
〈メ 毛 欄〉

A series of 20 horizontal dashed lines, evenly spaced, spanning the width of the page. These lines are intended for handwriting practice or as a guide for text alignment.





株主総会会場ご案内図



会 場 水戸市南町2丁目5番5号
当行本店8階会議室
JR東日本水戸駅北口より徒歩約9分
電 話 029 (231) 2151 (代表)